

國學院大學學術情報リポジトリ

十手：その起源と変遷に関する考察

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2023-02-07 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 岩下, 忠輝 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.57529/00001465

十手

―その起源と変遷に関する考察

岩 下 忠 輝

論 文 要 旨

日本には刀剣以外にも多くの武器武具が古来より存在し、使用されていた。その中で、世界にも類を見ないものとして、殺傷を目的とせず、捕縛や警護のために盛んに使用されていたものがある。それこそが、捕者（捕物）に用いる道具、すなわち十手に代表される捕者道具（捕物道具）である。この捕者道具に関しての研究は、名和弓雄によって大いに進められるものの、その後の研究は、ほとんど進んでいないというのが現状であり、僅かながらも捕者道具の研究を進めようというものである。

る。当論文は、この捕具の中でも、代表的な十手の起源変遷について、文献及び文献史料、現物史料から、これまで述べられてきた論を再検討した上で、名和の研究を参考にしつつ、筆者独自の論として、十手の起源は、室町幕府に仕え、足利將軍の警護などに当たっていた走衆が使用した双引こそが、十手の起源であると提唱し、この双引からどのようにして、現在、広く知られている十手になったのかを論究する。

はじめに

近年に起こった刀剣ブームの煽りをうけ、博物館、美術館などでは刀剣の特別展、展覧会が盛んに行われている。また、それ以前から刀剣や甲冑は美術品として高い評価を受け、展示や研究も盛んに行われているのに対して、他の武器武具の展示は勿論のこと、研究も少ないのが現状である。

しかし、日本には刀剣以外にも多くの武器武具が古来より存在し、使用されていた。その中で、世界にも類を見ない殺傷を目的とせず、捕縛や警護のために盛んに使用されていたものがある。それこそが、十手に代表される捕者（捕物）道具である。当論文ではこれらを捕具と呼称する。この捕具に関する研究は名和弓雄氏によって大いに進められるものの、その後の研究は進んでいないというのが現状であるといえる。当論文は、この捕具の中でも代表的な十手の起源変遷について名和の研究を参考としつつ、文献及び史料・現物史料から、これまで述べられてきた先行研究を再検討し、十手の起源について論究するものである。

一・十手概論

十手の起源変遷を述べるにあたり、まずは十手とはどのようなものであり、どのような特徴を有しているかを述べる必要がある。さらに、十手は捕物道具という武器類に分類することのできる武器である。十手が何であるかを語る前に、まず捕物道具の概念を規定する。

捕者道具は捕物道具とも呼ばれ、捕縛に用いるための非殺傷武具である。これらの使用は室町時代中期頃から使用されており、『洛中洛外図屏風上杉本』などにもその姿を見ることが出来る。(図1)

十手の形状における特徴として、多くは鍛鉄製の棒身にし字の鉤が付き、柄に房紐を取り付けるための環が付けられたもので、十手の棒身部分で刃を受け、鉤に刃を滑り込ませてひねり止める為に使用する。基本的な形状は前述の通りであるが、中には、刀のように鐙を付けたもの、古武術で使用されていた物には複数の鉤を付けたり、鉤に刃を付けたもの、先端に分銅を付けた鎖を仕込んだものなどバラエティに富み、火付盗賊改方の使用した物には拳を刃から護るための鐙が取り付けられている。材質は鍛鉄製で、長さは三十六糎から四十五糎ほどが基本となる。この長さは、使用者が十手を逆手に握り、肘にピッタリと付けた際に肘から数糎ほどはみ出る。この寸法は腕を完全に防衛しつつ、携帯に差支えの無い長さに調整されている。この三十六糎、つまり一尺二寸という長さは、竹内流で使用される小太刀と同じ長さである。¹⁾このことは単なる偶然の一致ではなく、後述する十手と柔術と深い関わりが強いがための一致と推

測される。

基本的な使用方法として、防御の他、打撃、突き、体術との組み合わせによる投げ、投擲の他に鉤の形状を利用して指を栓抜きのように責めるといった方法がある。こうした独特な使用方法を持つために、十手は十手術、捕縛術などの独立した専門の武術で使用されるほか、竹内流、柳生心眼流等の古流柔術でも使用される武器である。

十手は、使用者の身分や使用場面によって形状や素材が異なる場合もあり、江戸町奉行所の与力、同心が使用したものは真鍮で製作され、その上に銀流しが施された美術品のようなものである。懐中にしまうため、長さは三十糎以下と短いのが特徴でもある。これに対して、火付盗賊改方・目明し・捕物出役時の江戸町奉行所同心といった実戦に従事する場合及び立場の者は四十糎以上の堅牢かつ重厚な作りになっている。特に捕物出役の江戸町奉行所同心の十手は六十三糎と長大である。(図2) この他、柄や房紐も職争いによってその有無や形状が異なっている他、関西と関東では形状が異なるといった地域差も現れている。形状などに違いはあるものの、町人、武士の身分を問わず使用されていたことも事実である。こうした様々な特徴を有するが、不明な点が多く、特にその来歴に関しては後述する複数の説が存在する。

二. 十手の先行研究史

十手についての大略を上記したが、十手の研究はどのようにして行われてきたか、その研究史は以下の通りである。

我が国には、古くから種々様々な武器武器があり、その中でも捕具は種類が多く、まして単純な物でもないが、何故か研究は非常に少ないのが現状である。その種類は、論題ともした十手は勿論として、長柄・握物・鎖物・薬品類など、種類も形状も多いのである。特に、息討器と呼ばれるものは、今日の催涙スプレーの先駆けともいえるもので、日本の技術力の高さを感じさせる。これらは基本的に殺傷を目的としない武器である。世界的に見ればスコットランドヤードの警棒など、類するものは当然見る事が出来る。しかし、非殺傷武器類をこれほどまでに多種多様に発達させたことは、世界に類を見ない事である。捕具に関する研究は、極めて乏しく、管見の

限りでは、名和の研究が唯一である。名和自身、古武術、十手術の宗家でもあり、時代劇の時代考証を行う傍ら、様々な捕具を蒐集し、研究を行っていた。研究成果は、昭和三十九年（一九六四）に刊行された『十手・捕縄の研究』³²にまとめられ以後複数の著書を刊行し、平成八年（一九九六）の『十手・捕縄事典』が最後の十手、捕物道具などの研究書となった。現在では、これらの著作物に書かれた捕具に関する観点は、ほぼ通説のように取り扱われているのが現状である。名和の研究方法は、現物の蒐集の他、古老からの聞き取り及び武器武具の実験などによるものである。現在、名和の収集した史料凡そ一八〇点が明治大学博物館に寄贈、展示されている。

この他には、江戸風俗研究の第一人者である三田村鳶魚の研究もあるが、江戸町奉行の与力、同心や目明しなどの生活状況などの研究が主であり、捕具に限って言えば、三田村の研究は、名和の研究に及ばないと言わざるを得ないのである。今日、十手を取り上げる際には、管見の限り、名和か三田村の説のどちらかに依ることが多いと看取される。

しかしながら、名和は在野の研究者であり、現物の蒐集及び古老からの聞き取りなどが主である。そのため、文献に依るところが少なく、現存する物からの類推という側面が強いのが研究の特質であるといえよう。また、捕具に関する文献史料は、非常に乏しいことも重なり、十手の起源に関して名和は複数の説を唱えつつも、いずれか一つの説に絞っていないことも現状である。本論文では、文献資料と名和の先行研究などを活用し、十手の起源及び変遷に就いて考察していくものである。

三. 十手起源論—中国伝來說

十手の起源は、諸説あるが、大きく二つの系統に分けられる。これは中国に起源をもつとする説と日本発祥の武器とするこの二つである。ここでは中国を起源とする説について再検討する。

まず、中国に起源があるとする説は、明代末期に日本に帰化した陳元贇が伝えたとする説と、中国の暗器、すなわち隠し武器に分類される筆架叉が日本に伝わったとする説の二つである。

陳元贇が伝えたとする説であるが、これは、辞典『大言海』³³に載せられた十手の項目が元であると考えられる。陳元贇は来日した際

に、捕手つまり柔術を伝えたとされているが、それ以前に柔術が存在したことなどから、今日ではこの説は否定されつつある説である⁽⁶⁾。また、多くの文献ではこの時に捕手を伝えたとしているが、これに十手を含むとする記述は管見の限り『大言海』以外には見受けられない。陳元贇が捕手を伝えたとする説が誤りである上に、『大言海』のみの記述であることを加味すると、陳元贇が伝えたとする説は成り立たないのである。

次に筆架叉から発生したとする説であるが、筆架叉自体は中国南方地方で発祥したと考えられており、東南アジアを経由して琉球に伝わっている。今日、沖縄古武道で使用されている釵がこれにあたり、形状も全く同じである⁽⁷⁾。形状も非常に似通っているため、十手は釵が変化したものとされる場合もある。また、十手の異称には鉄尺⁽⁸⁾があり、これは釵や筆架叉の異称でもあるため関連付けて述べられることも多い⁽⁸⁾。さらに形状も棒に鉤を取り付けており、形状の特徴も似ている。また、殺傷部位を持たず、捕縛を目的とする武器であり、琉球では治安維持を担っていた平等所の役人が使用していたことが分かっている⁽⁹⁾。筆架叉あるいは釵は十手と同様に治安維持に関係するものが所持、使用していたという点でも、使用者、用途ともに似通っているのである。しかし、十手と筆架叉には大きく異なる点が複数あり、筆架叉を十手の起源とするのは短絡的であり、十分な比較検証が必要であると筆者は考える。

まず、筆架叉と十手の形状の点から比較すると以下の通りである。まず、筆架叉は三又であり、長さは四十五糎前後⁽¹⁰⁾。これに対して十手は、先に述べた通り、棒にし字上のカギを付けたものが基本の形であり、長さは約三〇糎から六十糎以上と非常に幅があるが、三十五糎から四十五糎ほどが基本である。この点だけ見れば、よく似ており、十手にも稀に、左右に鉤が付けられ、沖縄古武道で使用されるような出型のものが存在する。

しかし、大きく異なる点は、鉤の接合方法である。中国での発掘品は鉤の部分に穴をあけ、その部分に棒を差し込んだ形状を有する。また、琉球で使用された筆架叉は、鉤を一本の鉄で製作し、鍛接している⁽¹¹⁾。これに対して十手は、異なる方法で製作されている。

十手の場合は、棒の部分に穴を開け、そこに鉤を差し込むようにして接合しており、筆架叉や釵の製法と大きく異なる。おそらく、筆架叉の場合は鉤の部分に穴を開けるか、鉤の中央部分を筒状にしたものに、穴と同寸の棒を、熱膨張で広げた穴に差し込み、冷却して止めるものと思われる。十手に用いられる手法は「かしめ止め」と言われる製法である。十手の棒身部分⁽¹²⁾に鉤の接合部分と同型の四

角い穴を開け、穴に通し、僅かにはみ出た部分を金槌で打って止る。(図3) 鉤と接合部分を四角い形状にすることによって、刃を強くひねり止めても、鉤が緩み、回転することはない。現存する十手に最も多くみられる方法である。¹³ 筆者は、筆者の父親とともに、この方法で十手を製作したところ、鉤は非常に強靱なものとなった。

関西方面の十手では、筆架又の場合と似た方法で太鼓銅鉤と呼称される鉤の接合方法¹⁴があり、一見すると同じようにも思えるが、これは環に鉤を接合し、これに菊座を設けて棒身に取り付けるため、完全に鉤と棒身部分との接続箇所が一体になっている筆架又とは大きく異なる。さらに、関西の十手の鉤と筆架又の鉤とを比較すると、筆架又の鉤に比べて関西の十手の鉤は極めて小さく華奢で装飾的な竹節状に形成されている。このことから、芸術性が高く装飾性が強い¹⁵ため、素朴で実戦本意とする筆架又とは大きく異なっていると看取される。

釵の場合は、筆架又と似た方法であるが、鉤状の二枚の板で棒の部分を含み込むようにして接合している可能性があるところから、十手とは似て非なる製造方法がとられていることが観察される。¹⁵

また、後述する十手の祖型と考えられるものには、鉤を棒の部分より打ち出しているものも見られる。さらに、筆架又のように鉤を左右に出しているものは木製の棒身部分に、接合されている物が確認できる。おそらく、木製の棒に接合するための工夫の一つとも考えられる。¹⁶

以上のことから、十手と筆架又は形状こそ似ているものの、製造法からして全く異なる捕具であることが理解される。仮に、筆架又が十手の起源であるとするならば、現存する十手は「かしめ止め」によって製造されたものが少数派になるはずである。

次に使用法については、筆架又と十手使用の基本的な動作は主に突きと打撃である。十手の場合は、これに鉤を活用した攻撃が加わる。大きな違いとして、筆架又は一对の同型のものを使用する。¹⁷ 対して十手は、基本的に十手のみか、十手と「なえし」と呼ばれる鉤の無い十手のような捕具や鎖の両端に分銅を付けた万力鎖など他の武器と組み合わせ使用するのである。¹⁸ この時、十手は主に刀などの攻撃を防ぐ防御のために使用する。筆架又が十手の起源であるのなら、筆架又と同様の使用が想定され、一对で使用する際には当然同型の十手を使用するものと思われる。このため、十手単体、あるいは十手を防御、なえしを攻撃とする十手と同型の一对の筆架又

を使用の基本とする筆架又は使用方法及び根本的な使用理念が異なるのである。

以上の形状と使用方法の比較から、筆架又は十手は異なる製法が採られており、大きさや形状がまちまちである十手と均一的に製作されている筆架又は、形状の類似の他において関連性が少ないものと把握されよう。このような観点から、筆架又は十手の起源とする説は、完全に否定はできないが、肯定するだけの根拠が乏しいと言える。したがって、十手と筆架又は、それぞれが独自の発生と発展を遂げたと考えるべきである。

四、十手起源論―日本発祥説

十手を日本発祥とする説では、鼻掭、鉄鞭、鉄刀などが変化し、十手になったとする説である。その中で、名和は鼻掭あるいは鉄刀から変化したものが十手となったのではないかとしている¹⁹⁾。本章では、鼻掭、鉄鞭、鉄刀の概要を述べることにする。

鼻掭は、元々は馬具の一種で、馬を落ち着かせるためのものである。鼻掭は古くから使用されており、絵画史料でも馬小屋に備え付けられている様子が確認できる²⁰⁾。この鼻掭の初出として『兵範記』²¹⁾に記述を見ることができ。

左右居飼廿人、装束常如、但大烏帽子蒲扇・鼻掭已上挿腰二行列、

右は、仁安二年（一一六七）十月二十五日の記述であるところから、中世前期には既に使用されていたことがわかる。

馬具としての使用方法は、輪紐の輪を馬の上唇の部分に深くかけ、棒の反対端の近くを持ち右へ棒を捻じり馬の鼻を締め付けることにより、馬をおとなしくさせるといふものである。馬が暴れていけば、馬の治療等に差し支えるので馬を飼う際の必需品であり、現代でも鼻掭棒と呼ばれ使用されている馬具である²²⁾。鼻掭の多くは、木製で漆がかけられており、螺鈿細工や蒔絵が施されている。鼻掭は木製が主であり、稀に金属製のものも現存している。（図4）また、『武家名目抄』²³⁾にその例記載されており、引用すると次の通りである。

大坂軍記云、出雲守是に有返し候へと呼候を見て、毛利豊前組中川彌次右衛門已下七八人懸り、只々名乗は本多出雲そあますな

とて懸り候、出雲守持鎧を呼ひ候へとも、無レ之に付數鎧持て有しをおつとり、馬上より一人突伏せ候處を紺の羽織着たる足輕、二間程詰二ツ玉にて出雲守臍の上をうしろへ打拔候、出雲守少も不レ瘻刀をぬき、馬より飛びおり彼足輕を切ふせ候、馬取一人日來持せ候金の鼻戻持來候を、出雲左の手に刀をもち、七八人を相手にして切廻り候へとも、大事の手を負其上鎧疵廿餘カ所におよひ候、ゆゑ敵の迹を追、小溝を飛越候とて倒る云々

この鼻戻は、鼻戻すなわち鼻捻のことであり、とっさの場合は武器として用いていたことが記されており、合戦で捕具が用いられた稀有な例でもある。名和によると本来は、馬泥棒などを捕らえるために使用したことが多かったとしている。馬の唇にかける輪紐を小指や手首に巻き付け、敵を打ちすえ、腕などを捻じりあげ捕らえるといった捕具としての使用も一般的であったようである。⁽²⁴⁾

現存する木製の十手は、この鼻捻に金属製の鉤を取り付けたものと考えられており、これが金属製の鼻戻に鉤をつけるようになり、後の十手に変化したという説である。⁽²⁵⁾ こうした、木製の棒に鉤を取り付け、攻撃を防ぎ、防御、攻撃に転じること自体は、鉤槍にも共通するため、何ら不思議はないと考えられる。⁽²⁶⁾

鉄刀は、別名に兜割、鉢割ともよばれ、これらは名和の蒐集及び研究によれば、室町期には使用されていたと記されている。また、大坂町奉行所の捕方は、十手ではなく形状などの詳細は不明ではあるものの、十手によく似た鉄刀を使用していたとも記している。⁽²⁷⁾

現在、鉄刀と呼称される古いものは、刀剣のような反りのある形状をした棒身で、そこから打ち出された小さな鉤がついている。十手の棒身の断面形状は、丸及び四角、六角、八角であるが、鉄刀は刀身を模しているのか、厚みを持たせた扁平な四角。若しくは丸みを帯びた三角である。鉤が有るもの、無いもの、刀剣のように拵えに入れられたものとそうではないものと多種多様である。この多様な形状の差異は、十手と共通するものもあり、鉄刀自体も十手とよく似ている点が特徴である。(図5)

右記を踏まえて名和は、十手は鉄刀から派生したものであるとし、鉄刀の鉤が棒身から打ち出して製作する技法から、鉤を別個に製作し接合する手法に推移し、十手の形になったと推定している。十手の場合は稀ではあるが、鉄刀同様に拵えを伴うものが確認されていることもあり、信憑性が高いと考えられる。⁽²⁸⁾

そのため、名和は十手の起源の有力な説として、形状から類推によって鉄刀から変化したとする説を挙げており、⁽²⁹⁾ 筆者も同意見であ

るが、その起源はさらに遡るものと考えている。その理由は、次に述べる「双引」と呼ばれる武器であり、筆者はこれこそが十手の起源であると提唱するものである。

五、十手の起源―双引

双引は、名称からも推定できるように刃を引いた、つまりは刃を潰して斬れないようにした刀状の武器である。双引については、『群書類従』に収録されている『走衆故実』⁽³⁰⁾に記されている。これは足利將軍家に仕えていた走衆と呼ばれる集団に関するものである。走衆の姿と役割を分かり易く示すために『走衆故実』と『貞丈雜記』を引用する。

『走衆故実』

一、走衆の故實仕來る儀なれば、委しくハ存候はなども、先申傳侍るハ、烏帽子のかけハ心也、上下にては、引をさし、太刀をはき、かへしも、だちをとりて參、日くれて御ちやうちんまいり候へバ、金鞭をとり手をさげて參候也、狼藉人の成敗ハ時によるべし、衣装ハ老若ともにもうすかく出立たるがよし、あはせの下にしるかたびらを重きたるがよく候由候、次第ハ鬪取にて候、敷皮笠を用意すべし、笠とて笠のこしらへやうあり、⁽³¹⁾

『貞丈雜記』

一、御走衆ハシリシウと云は、御成の時、御道筋又は御能有レ之時は、狼藉人ラウゼキを打擲テウチヤクしいましめらる、役成り、ゑぼしすあふを着し、繻シユ子のきやはんをはき、太刀をはき、はびきをさし、鉄鞭フチを持て御供せらる、也、はびきの事は刀劔の部に記す⁽³²⁾

以上からも明確であるように、足利將軍の警備にあつていた走衆の装備品であり、狼藉者を打擲するための武器であることが理解できる。双引に関しては『走衆故実』に次のようにある。

一、はびきをばうるしにてぬるべし、つかハ刀のつかなどのごとくこしらへ、まきて其上を杉原を折てつゝみて、もとゆひにて三所五所ゆふ、きつばにさして面にむすびめの有やうにゆふべし、つばの有もあり、心にまかすべし、⁽³³⁾

この記述からすると柄は刀のようであったこと、双引という名前から察するに、元は刀剣の刃を引いたもので、刀から派生した武器であるとみてよい。これが十手へと変化していったと考えたのは次のような指摘が『武家名目抄』にあったためである。

按、足利家の頃双引といひし物は鉄鞭ともいひて其用は今の十手といふものに全く同しと見えたり⁽³¹⁾

このような指摘がある。ただ、双引と鉄鞭を混同しているようにも見受けられるが、判断は難しい。おそらく、『走衆故実』にある次の記述が根拠になっていると思われる。

一、かなふちの事、はひきも宿老ハさし候はね共、不レ苦様ニ申候、殊御輿ぎはの衆ハ、大方はさし候はぬ様ニ被レ申候、何も同前に候歟、⁽³⁵⁾

この記述では最初に「かなふち」つまり鉄鞭のことを述べているが、すぐ次に「はひき」と続いており、「さし候はね共」とある。差さないのは双引であることがわかるが、「かなふち」と最初に出てきているため、同じものを示しているようにも採れる。ただ、名の蒐集した鉄鞭には、腰に差すための鉤が付いたものもあるため、双引の事ではなく、鉄鞭のことを示しているとも採れる。(図6)おそらく、このことが双引と鉄鞭の混同の原因と考えられる。

仮にこの指摘が正しければ、中世中期にはすでに、十手と同様の働きをする捕具があったと言える。以上の事から双引は、十手のルーツである可能性が想定される。双引が十手の起源であるならば、何かしら双引の名残である共通点が十手に遺されていると考えられる。まずは「其用」、つまり使用方法の点から比較していく。共通する使用方法として挙げられるのは第一に打擲である。十手は、前述の通り様々な使用方法があるが、打擲つまり打撃が主ともいえよう。⁽³⁶⁾ 天保十四年(一八四三)に勝小吉が自身の生涯を家訓として記した『夢酔独言』に文政二年(一一八九)勝が十八歳のときに行った捕物の記述がある。

夫から検見に諸々へいつた。其内江戸でおふくろが死しんだとしらせてきたから、御用を仕末しまつして、江戸へ来る道で、信州の追分おで、夕方、五分月代の野郎が、馬方の蔭にはゐつて下にいたが、兄が見付て、おれに、「とれ」といふから、かごの脇より十手を抜いて、かけ出したら、其野郎は一さんに朝間あの山の方へ逃げおつたから、とふくおつけて近寄たら、二尺九寸の一本脇差をそりかへして、「御役人様。御見のがし被レ下ませ」といつたから、「うぬ。なに見のがす物だ」とそばへゆくと、其刀を抜きおつたが、引

廻しをきていたが、其すそへ小戻が引かゝりて、壹尺斗り抜きおつたが、おれが直に飛びこんで、柄を持って宙へりをしたら、野郎も一所にころんで、おれの上になつたが、跡から平賀村の喜藤次といふ取締が来て、野郎の頭を持って引くり返した故、おれも起上りて十手にてたゞきちらした。夫からなわを打て、追分の旅宿へ引来た。⁽³⁷⁾

この記述から明らかかなように、十手で「たたきちらす」、つまり打擲していることが理解できる。また、文政十三年に抄録された随筆『よしの冊子』には、このような記述も確認できる。

一、長谷川平藏、町方にて今迄無^レ之御加役だと悦び不^レ怪御じひ深い御方じやと悦候由。長谷川組へ申付候ハ、十手ハ腰物同様と心得、決して抜き候事可^レ致^二無用^一、此上^ニて人をあやめ候事杯相聞へ候ハ、急度可^レ申付候付、能々手^ニ餘りし時ならでハ十手を抜不^レ申候^二付、町々^ニて悦候由。(中略)

一、長谷川ハ頭も切者、組ハ輿力同心共一躰、先年より勤來候者共^ニて、何レも名高キ者共多、巧者にハ此上もなき者共のよし。併當時ハ少しも町方^ニてゆすり杯も致し不^レ申、誠^ニけつばくの由。先年ハ右同心の内杯、四ツや新宿の女郎揚話^ニいたし、輿力も及ばぬ勢ひの者有^レ之、參り懸^ニハ四ツ谷の自身番へ諸々立寄、女郎へのみやげを貰、又かへりにハ自身番^ニて内へのみやげを貰歸候よし。輿力^ニも、吉原^ニて女郎の手を引きながら十手^ニて人を打候ものも御ざ候由。右等の溢れもの此せつひしとかたまり、召捕候者出情いたし、左金吾殿の組にハ少し手違ひも有^レ之候由のさた。⁽³⁸⁾

これらは、寛政二年(一七九〇年)頃の記述である。かの『鬼平犯科帳』で有名な長谷川平藏宜以が、配下の火付盜賊改方の者たち対して、十手の使用の自肅と十手で人を殺した場合は必ず処罰するという旨を伝え、そのことを民衆が評価しているという旨の記述である。次に近年の与力同心が賄賂をとらなくなった事と、かつての与力同心の様子を挙げ、状態が改善されていることが記されている。この時の例として吉原で女郎の手を引きながら十手で人を打った与力の事が記されており、与力が日頃十手を携帯していた事と、十手で打撃を加えていた事が明らかである。また、『走衆故実』にも双引を使用した際の記述がある。⁽³⁹⁾

一、惠林院殿周防より御上洛之御門出候時、田村清親俗躰にて走に參勤、御末の進上各ノ交て參、御末の衆詰候^ニ混亂不^レ及^二覺悟^一候由雖^レ被申、不^レ能^二承引^一、然には引を持って打擲せられ候、

これらの記述から、十手と双引に共通する使用方法として、相手を打擲するという共通点があることが明らかである。先に挙げた『武家名目抄』の「十手といふものに全く同じと見えたり」の記載は、こうした共通項があったからと看取される。

筆者は、さらに共通する点として、柄に類似点が認められると指摘するものである。双引の柄は、先述の『走衆故実』の双引に関する記述によると「つかハ刀のつかなどのごとくこしらへ¹⁰⁾」とあるところから刀剣の柄を模したものと推察される。十手の柄は持ち主の身分などによって異なるが、十手にも様々な柄の形態が存在している。独鈷を模したものもあれば、籐巻、さめ皮など多様である¹¹⁾。中でも後述する伝長谷川平蔵所用の十手は、刀の柄を模した様式をとっている。そして最も注目すべきは、双引と同様に紙で巻かれたものがあることである。名和によれば、十手の柄を紙で巻く方法は「こより巻き」といい、細長く裁った和紙を繕り合わせ、何本もつなぎ合わせて長い紐にする。そうしたものを二本繕り合わせ、柄に巻き付け、漆をかけるという手法であり、紙でできているにも関わらず、丈夫なものとなるのである。(図7)

双引の場合は、先述の『走衆故実』に双引きについての部分に「まきて其上を杉原を折てつゝみて、もとゆひにて三所五所ゆふ、」とある。この「杉原」は、杉原紙という和紙の一種であると思われる。つまり、何かを巻いた上を和紙で包んでいた事は確かである。ただ、「元結で縛っていることを見ると、「こより巻き」とは巻き方が異なり、和紙を折ったもので包んでいたと推測される。だが、狼藉者を打擲するための武器の柄に巻くものであるため、「こより巻き」と同様に丈夫に作り、使用に適するようにしていたと考えられる。おそらく、双引の柄を和紙で包む手法が、「こより巻き」に変化したと推測される。双引に用いられていた手法であると、おそらく、和紙の端が折れるか、元結で縛った付近の和紙が浮いて破けてしまいいみっともない形になってしまうことが予想される。こうした事態を避けるために考案されたのが「こより巻き」である可能性が高い。「こより巻き」であるなら簡単かつ、綺麗に仕上がるだろう。

次に挙げる共通点は漆の使用である。『走衆故実』には、「はびきをばうるしにてぬるべし」とある。どの部分に漆を掛けるのかが不明だが、日本刀でいえば刀身にあたる十手の棒身部分に漆をかけた可能性がある。漆を使用する事例は、十手でも確認されており、赤漆あるいは黒漆を用いる。名和によれば、十手に漆がかけられているのは、水が身近にある役職の者が錆止めとして施したのではないかとしている。しかし、民俗学者の藤澤衛彦は、一時期赤漆掛けの指揮用十手が台頭したとしており、名和も実際に赤漆掛けの指揮用

十手が存在することを裏付けている。⁽⁴³⁾ 赤漆が使用されていれば、指揮を執る際に周囲の注意を引きやすくする効果が期待できるが、黒漆を使用した場合は、赤漆を使用した場合のような効果は、期待できないと思われる疑問が残る。また、棒身部分でなく、柄に漆を掛ける場合、「こより巻き」の仕上げに漆を掛けている点と共通する。他にも鮫革に漆を掛け、研ぎ出しているものが現存している。⁽⁴⁴⁾ 双引の漆を掛けていた部分は不明であるが、おそらく、錆止めの目的も含め、十手の起源たるものが双引であることを江戸時代の人々は知っており、その故実に則るといふ形をとっていたと推測される。

続いて挙げる共通点は佩帯方法である。十手の佩帯及び携行方法は三種類ほど確認されている。一つ目は、帯や袴の前半に刀に添えて差す。この様式は、目明しが同心の供をする際や与力、同心にみられる方法の一つである。次に襖紗、あるいは専用の袋に入れ、懐中にしまふ。これは与力、同心が主に行う方法で、実際に十手専用の袋が現存しており、『徳川幕府県治要略』⁽⁴⁵⁾にも図示されている。三つ目は、目明しに多く見られる方法で、後腰に斜めに差し、その上に羽織などを着て隠すか、内懐に縦に差すようにして佩帯する。以上の三点が十手の佩帯方法である。これに対して刃引きはどのような佩帯方法をとったのか。『走衆故実』⁽⁴⁶⁾によれば、「は、引をさし、太刀をはき、」とあるので、前述した十手の佩帯方法で最初に述べた方法に近いと推測される。また、次のような記述もあるため、引用する。⁽⁴⁶⁾

一、右京兆其外いづくにても御成候時、彼亭にてハ、やがて返しも、だちをととき、太刀を取各居べき所へ行、太刀を下に置、はびきをも抜て下に置。(中略)

この記載からすると、双引が抜かれていることが推測される。また、双引きについての記述がある場合には、抜く、差すなどの表現があるため、双引きは腰に差されていたことがわかる。さらに走衆は、太刀を佩いた上で、双引を差していることが多く、刀を差してそれに添えるように十手を差している様子と非常に似通っている。これは与力・同心に限ったことではなく、町人である目明しも公式に十手の携帯が認められた場合とも同様であることから、共通する点として挙げることができるだろう。目明しが刀、若しくは脇差と十手を携帯している様子が『徳川幕府刑事図譜本編』(図8)に描かれている他に『幕末維新風俗写真史』⁽⁴⁸⁾及び『東京古今圖史』⁽⁴⁹⁾に掲載されている古写真でも確認できる。さらに『徳川制度(上)』⁽⁵⁰⁾では、目明しの装いについて、「腰に一刀・十手を挟み」という記述が

あり、間違いないと刀と十手を合わせて佩用していることが看取される。

先に挙げた十手の佩帯及び携帯方法で挙げた、残り二つの方法については、治安維持及び犯罪捜査のための探索に必要な処置として行われていたと考えられる。探索の際には、当然その身分を隠した上で探索を行う必要があり、その際に十手を携帯していることが判明すると、探索中であることが露見してしまう場合もある。特に目明しなどは、差口つまり、密告などをして犯人を捕らえるため、目明しであることが露見すれば、殺害されてしまうこともあった。『よしの冊子』の記述に、報復に殺害された目明しの事が次のように書かれている。

一、神田の岡引、盗賊共さし口召捕せ候由。右盗賊の内置き放し^三相成候もの意趣をふく^ミ。右岡引をすだ町^ニて切殺逃去候よし^三。

この神田の岡引つまり目明しは、密告しただけとも思われるが、『江戸町奉行事蹟問答』³²によれば、目明しは捕物にも参加していたと考えられ、盗賊を召捕った際に、目明しである事と共に差口したことが露見し、恨みを買って殺害されたものと推察される。以上の事から、名和によると目明しは、十手を携帯すること自体を好まず、携帯するにしても一見して十手を携帯していることを悟られないようにしたとしている³³。前述の神田の目明しの事を踏まえれば、至極当然のことである。

同心の場合は支給された十手を携行するのではなく、私物を使用していたことが名和の研究によって明らかであり、与力も私物の十手を所持していたことから、同様の理由で私物を使用したと推測される。その理由とは、盗難を恐れての事であり、『よしの冊子』に次のような記述がある。

一、松平左金吾先達中ハ至て評判宜く候處、アマリ厳し過候上むつかしく御ざ候とて、當時ハ却て評判あしき由。(中略) いづれ此節ハ長谷川の方評判宜く、此間も左金吾の與力如何いたし候や十手を盗れ候間、其事を左金吾へ相届候へば、以の外立腹^ニて、是ハ御支配方へ不^ニ申上^一は成まいと平藏へ相談いたし候處、せ、ら笑^ニてそのような事がどふして申上られるものか、貴様つもつて見てやれ(以下中略)³⁴

この記述は、長谷川平藏とともに火付盗賊改方を率いた松平左金吾の配下の与力が十手を盗まれた際のもので、松平左金吾が長谷川

平藏に相談したという話であり、名和の私物の十手使用の理由を裏付けることのできる資料といえるだろう。支給品の十手を盗まれれば、当然それ相応の罰を受けることになる。この時は、平藏のとりなしで事なきを得たのだが、左金吾が報告を挙げていけば、左金吾配下の与力は、それなりに重い罰をうける事になったであろうことは想像に難くない。

以上の事から、十手を携帯する際には、探索のため、自身の命や地位を守るために普段は注意深く所持したのであり、市中見廻りなどの公的な場合は、刀剣とともに佩用していた。刃引と十手は佩帯方法及び携帯方法が共通するといえるだろう。

最後に共通点として挙げるのが鍔である。刃引に関して『走衆故実』⁽⁵⁵⁾では「つばの有もあり、心にまかすべし、」としてあり、鍔の有無は個人の判断でよかったことがうかがえる。これを裏付けるように、次のような記述もある。

一、宗幡物語に、はひきハ隠劔にて候程にはかまの下より上へさす事も候由慥に申候つる、乍レ去不審のよし候、⁽⁵⁶⁾

「はひきハ隠劔にて候」とある。この隠劔とは脇差の別称で、匕首のように鍔の無い短い刀ではなく、鍔の付いた短い刀を示す。このことから、刃引は短い鍔付きのものであること示している。鍔の有無は、使用者の身分、役職によって異なるが十手にも見られることである。特に火付盗賊改の十手に多く見られる特徴であり、凶悪な強盗や放火犯などを相手にするためと考えられている。また、火付盗賊改には十手に関する規定がなく、各々で用意していたと見られている。⁽⁵⁷⁾ 先例などがなかったため、十手の故実として刃引の形状に拠った可能性が考えられる。火付盗賊改方の長官として名高い長谷川平藏宣為所用と伝わる十手は、『装束着用圖』に掲載されている走衆装束の図に描かれている刃引と比べると、豪華ではあるが柄の形状が似ている。(図9) また、刀剣のような柄を持ち、鞘に納められた鈎なしの鍔付きの十手があり、これらは武士の所持品である。⁽⁵⁸⁾

以上の事から使用方法、柄、漆の使用、鍔の有無と共通点を多く持つてしていることから、刃引が十手の起源であると結論付ける。次の節にて、刃引がどのように十手への変化を詳述する。

六、双引から十手への変遷―名和弓雄の研究を参考に

双引が十手に変化したとして、どのような変遷をもって十手に変化したのかを考察していく。筆者は、双引からストレートに十手へと変化したのではなく、まずは拵え入りの鉄刀へと変化したと考えている。順を追って考察する。

まず双引は、元々その名称が示す通り刀の刃を引いたものであったと推察される。これが後に日本刀の転用ではなく、双引として製作されるようになったと考えられ、それが前述の『走衆故実』に繋がってゆくのだと考えられる。では、なぜ双引として作られ、使用されるようになったのか。筆者は、日本刀の特性とコストが関係していると推測する。本来、日本刀は斬る、もしくは刺すためのもので、打撃を加えるためのものではない。日本刀は、鋭い切れ味を出すために焼き入れがされているため、強く固いものを打てば折れてしまう。例え刃がなくとも刀と斬り結べば、折れずとも刀身が変形する。仮に警護のために破損或いは痛めてしまえば、多額の費用が掛かるのは想像に難くない。その解決策として、日本刀を転用させるのではなく、打撃を目的とした双引として作ってしまうほうが安上がりであると考えられる。刃がついているわけではないので研ぎなどは不要であるし、焼き入れも不要であり、その分製作費用や時間も節約できる。打撃を加えるために厚く、太くそれぞれの好みに合わせたものを作ればよいのである。こうした理由ならば、双引が生まれたことも納得できる。つまり、コスト軽減のための簡略化が進んだ結果といえる。

さらに、双引きから、次第に拵え入りの鉄刀が製作され、使用されるようになったのではないかと考える。この拵え入りの鉄刀は十手や双引同様に打撃を目的としたものであり、外見は刀そのものであるものの、刀身は全くの別物であることは前述の通りである。これは双引の日本刀としての面影を残しつつ、打撃を目的としているため、関連性が強いと言える。鉄刀は、刀でいえば刀身部分である棒身部分が日本刀に比べ厚くなった造りをしているが、拵えは簡素なものが多い。このことから、日本刀の略式であろう刃引に近いものがある。この段階で、双引で用いられていた漆塗りと和紙の使用が廃されたと考えられる。鉄刀は、捕具として十分な威力を有しているためか関西方面においては、鉄刀の使用が近世でも続いた。⁵⁹⁾

この鉄刀がさらに簡略化された形として次の段階に進み、拵えや鍔を廃した鉄刀、いわゆる兜割（以後は拵え無しの鉄刀を兜割と称

する。)へ変化したと考察する。これは、刀でいえば棟の部分に鉤が付いたもので、棒身部分の見た目は刀身に似て湾曲しており、簡単な柄巻きが施されている。拵え入り鉄刀から柄や鞘を省いたものと推察される。棟の部分に鉤があるのは、十手の鉤のように防御や攻撃のためではなく、腰に差した際にずり落ちてしまわないためだと考えられる。十手の鉤は、敵の刃をひねり止めるものであるが、この十手が登場する前段階では、そうした目的ではなかったと考えられる。棟にあたる部分に鉤があるのが理由である。この位置にあれば腰に差した場合の納まりが良いためである。流派によって差異はあるが、基本的に敵に十手に向ける場合は、刃を受け止めるため鉤がある方を敵に向ける。しかし、腰に差した兜割を抜刀する要領で抜いた際、自然に鉤のない部分が敵に向く。突然の事態にあっては、悠長に鉤を敵に向けるように握り直すのは難しいと考えられる。おそらく、この段階では鉤を使用して刀に対処するということが想定されていなかったと考えられる。

十手の鉤は、太刀もぎの鉤と呼称され、多くの十手には必要不可欠なものである。この部分で敵の刃をひねり止めるほか、頸動脈等の急所を責める。初期の兜割の鉤は、帯留めを目的としたと推測されるが、何故に鉤が活用されるようになったのか。これは、兜割の変化と実戦での経験に起因していると考えられる。兜割には、刀同様にそりがあることは述べたが、兜割がさらに簡略化され、反りがなくなったためであろうと推定される。この形状で鉤を付けた兜割を差す場合、反りがなかったために、バランスの関係で鉤が若干上方方向にずれることとなる。抜刀の要領で抜けば自然と敵に向かって鉤が向く。この状態で敵と戦う内に、敵の刃を止める為に鉤が有効であると認識されるようになったと筆者は推測する。

名和は、この兜割と十手の中間ともとれるようなものを数点蒐集している。このことから兜割、すなわち拵えを廃した鉄刀から十手の原型が出来上がり、いくつかの改良が加えられ、現在広く伝わっている十手の形になったと推定する。

以上をまとめると、十手は、日本刀の刃を引いた刃引が原型であり、刃引がより打撃に適し、且つ安価に造られるようになった結果と考えられる。和紙や漆の使用が簡略化された鉄刀に変化。さらに鉄刀の拵えが廃されることで兜割に推移したと考えるのが妥当性があるろう。次いで、腰に差すための鉤が発生し、後に十手特有の鉤に変化したものと推定される。この段階で十手に近い形状のものとなり、現在広く知られる十手の形が確立したものと推測する。つまり、簡略化の連続により十手が生まれたと言えよう。しかし、簡略化

を繰り返したものの現存する十手の中には、双引の特徴を残したものが現存している。かかる資料を見た場合、一種の復古趣味のような形で使用されていたと考えられ、拵え入りの十手や無鉤で鏝が付いた十手が使用されていた事も納得できよう。双引の使用は、室町幕府に仕えていた走衆であるので、その起源は室町時代前期にあり、それ以降簡略化を繰り返して、江戸時代初期以前に十手の形状が確立されたと考えられる。(図10)

考察

従来述べられてきた十手の起源は、中国伝来説と日本発祥の武器であるとする説の二系統に分かれていた。筆者の調査研究に基づけば、中国伝来説は二種あり、陳元賛によって捕手と共にもたらされたとする説は、今日否定されている説であることに加え、十手の起源の一つとして挙げられる筆架又は、形状こそ類似しているが、製造方法や使用方法の相違から全く別の発生である可能性が高く、中国から伝来した可能性は、極めて低いと推察される。日本発祥説、特に名和が最も強く押していた鉄刀から変化したとする説の方が有力である。

しかし、筆者の調査研究によれば、名和の規定する前段階まで、十手の起源は遡ることができるのである。具体的に十手の起源と言えるのは、室町幕府に属する走衆が使用していた双引であり、両者を比較すると使用方法並びに形状の特徴として漆と和紙の使用と鏝、さらに佩帯及び携帯方法などの点で非常に共通点が多く、これまでの論説で十手の起源として有力視されていた鉄刀との関連も強いことから、鉄刀の前段階は双引であったと考えられる。この双引が打撃により適した簡略化が進み、変化の過程で和紙や漆の使用が無くなり、さらに拵えや鏝が廃され、より十手に近い兜割になる。拵えや鏝が無くなったために、腰に差した際のずり落ちを防ぐための小さな鉤を付けたのが、十手の鉤の始まりであり、それが実戦において有効であることが実戦経験によって知られ、その結果としてより頑丈な鉤が取り付けられると共に反りもなくなり、現在広く知られる十手の形になったと考えるのである。

註

- (1) 竹内流編纂委員会『日本柔術の源流 竹内流』一九七九年、三八頁
- (2) 名和弓雄『十手・捕縄事典―江戸町奉行所の装備と逮捕術』雄山閣 一九九六年、八六―八七頁
- (3) 名和弓雄『十手・捕縄の研究』雄山閣 一九六四年
- (4) 三田村篤魚『三田村篤魚全集 第十三卷』中央公論社一九七五年、一一―二二五頁
- (5) 大槻文彦『新訂大言海』富山房 一九六八年、二〇四六頁
- (6) 綿谷雪『完本 日本武芸小伝』国書刊行会 二〇一一年、三二七―三二九頁、笠尾恭二『中國武術史大観』福昌堂 一九九四年、三七四―三八三頁
- (7) 篠田耕一『武器と防具 中国編』新紀元社 一九九二年、二七一頁
- (8) 註(7) 前掲、註(2) 前掲書、二〇―二二頁
- (9) 高宮城繁、新里勝彦、仲本政博『沖繩空手古武道事典』柏書房 二〇〇八年、三二一―三二五頁
- (10) 註(7) 前掲、註(9) 前掲書、三二二頁
- (11) 註(9) 前掲書、三二一―三二三頁
- (12) 十手の部分名称については、註(2) 前掲書、六頁及び図3の十手名所を参照。
- (13) 註(2) 前掲書、三四頁
- (14) 註(2) 前掲書、三五頁
- (15) 名和弓雄『絵で見る時代考証百科―捕者道具編』新人物往来社 一九八五年、一一二頁
- (16) 註(2) 前掲書、口絵、四頁
- (17) 註(9) 前掲書、三二三頁
- (18) 註(2) 前掲書、一九一―一九二頁

- (19) 註(15) 前掲書、一〇三～一〇五頁
- (20) 「厩図」東京国立博物館蔵『日本屏風絵集成 第十二卷 風俗画 公武風俗』講談社 一九八〇年 三五頁
- (21) 増補「史料大成」刊行会『増補「史料大成」兵範記 三』臨川書店 一九六五年、二八七頁
- (22) 註(2) 前掲書、六～七頁
- (23) 塙保己一 編『新訂増補 故実叢書 武家名目抄第八』明治図書出版一九五四年、六九四～六九五頁
- (24) 註(2) 前掲書、七頁
- (25) 註(15) 前掲書、一〇三頁
- (26) 戸田藤成『武器と防具 日本編』新紀元社 一九九四年、七八頁
- (27) 藤井嘉雄『大坂町奉行と刑罰』清文堂 一九九〇年、七四頁
- (28) 註(2) 前掲書、五〇～五二頁
- (29) 註(15) 前掲書、一〇五頁
- (30) 塙保己一 編『群書類従 第二十二編 武家部』續群書類従完成會 一九五九年、四二五～四三九頁
- (31) 註(30) 前掲書、四二五頁
- (32) 伊勢貞丈『新訂増補 故実叢書 貞丈雜記』明治図書出版 一九五五年、一二四頁
- (33) 註(30) 前掲書、四二七頁
- (34) 塙保己一 編『新訂増補 故実叢書 武家名目抄 第七』明治図書出版 一九五四年、三七二頁
- (35) 註(30) 前掲書、四三七頁
- (36) 註(2) 前掲書、三二～三三頁
- (37) 勝小吉 著、勝部貞長 編『夢酔独言他』平凡社 一九六九年、四七～四九頁
- (38) 水野爲長『隨筆百花苑 第九卷 よしの冊子(下)』中央公論社 一九八一年、七五～七六頁

- (39) 註(30) 前掲書、四三八頁
- (40) 註(30) 前掲書、四二七頁
- (41) 註(2) 前掲書、四三頁～四七頁
- (42) 註(2) 前掲書、四五頁
- (43) 藤沢衛彦 伊藤晴雨『日本刑罰風俗図史』国書刊行会 二〇一〇年、八九～九一頁
- (44) 前掲(2) 前掲書、四六頁
- (45) 安藤博 編『徳川幕府県治要略』柏書房 一九七二年、一二三頁
- (46) 註(30) 前掲書、四三一頁
- (47) 前掲(2) 前掲書、八〇頁
- (48) 山田米吉『幕末維新風俗写真史』山田集美堂 一九五〇年 一一頁
- (49) 東亞文化協會 編『東京古今圖史』東亞文化協會 一九三九年、三八頁
- (50) 加藤貴 校注『徳川制度(上)』岩波書店 二〇一四年、一二二頁
- (51) 水野爲長『隨筆百花苑 第八卷 よしの冊子(上)』中央公論社 一九八〇年、三四五～三四六頁
- (52) 佐久間長敬『江戸町奉行事蹟問答』東洋書院 一九六七年、一一一頁
- (53) 名和弓雄『間違いだらけの時代劇』河出書房新社 一九八七年、八五頁
- (54) 註(51) 前掲書、三五五頁
- (55) 註(30) 前掲書、四二七頁
- (56) 註(30) 前掲書、四二八頁
- (57) 註(2) 前掲書、七一～七二頁
- (58) 註(2) 前掲書、五〇～五二頁

(59) 註(27) 前掲

参考図版出典一覧

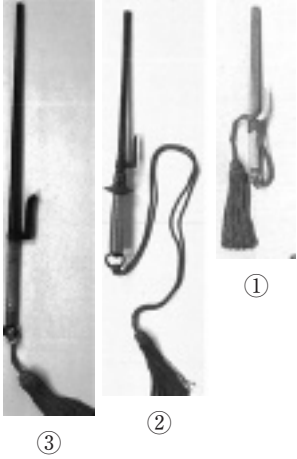
- (1) 『洛中洛外図大観 上杉家本』小学館 一九八七年 九八頁
- (2) 名和弓雄『十手・捕縄事典―江戸町奉行所の装備と逮捕術』雄山閣 一九九八年 口絵、九、一三、一〇頁
- (3) 図(2) 前掲書、六頁
- (4) 井出正信『江戸の十手コレクション』里文出版 一九九五年 三六頁
- (5) 名和弓雄『隠し武器総覧』壮神社 一九九八年 一三五頁
- (6) 図(5) 前掲書、一四六頁
- (7) 図(4) 前掲書、二二頁
- (8) 書誌研究会『徳川幕府刑事事図譜本編』三崎書房 一九七二年 一五頁
- (9) 図(4) 前掲書、八九頁、故実叢書編集部編『冠帽圖絵 礼服用圖 装束着用圖 鎧着用次第 女官装束着用次第 服色圖解』明治図書出版 一九九三年
- (10) 井出正信『江戸の十手コレクションII』里文出版 二〇〇四年 三一頁、図(5) 前掲書、一三五、一三七頁、図(2) 前掲書、口絵、六頁

図

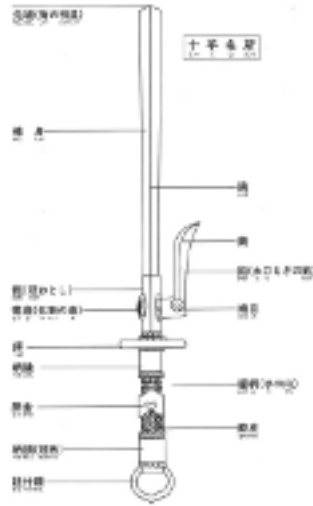
(1) 「洛中洛外図屏風」 鍵と共に捕具の一種である突棒がある。室町期。(『洛中洛外図大観 上杉家本』)



(2) ① 「町方同心(官給品) 十手」 三〇、六糎、短寸、江戸期。② 「火付盗賊改方十手」 四十六糎、鍔付き、江戸期。③ 「町方同心捕者出役用十手」 約六十三糎、長寸、江戸期。(『十手・捕縄事典』)



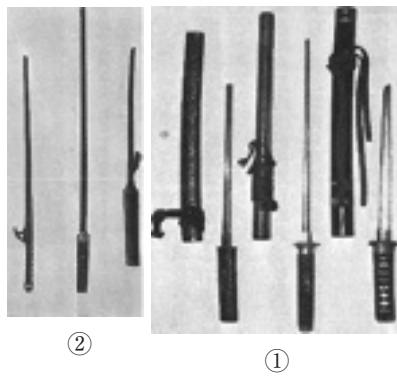
(3) 「十手名所(挿絵)」 十手には様々な部分名称がある。(『十手・捕縄事典』)



(4) 「鼻捻」 二十一、五糎、鉄製、年代不明。(『江戸の十手コレクション』)



(5) ① 「鉄刀」 寸法不明、拵え入り、江戸期。② 「兜割」 寸法不明、拵え無し、室町期。(『隠し武器総覧』)



(6) 「鉄鞭」寸法不明、鉤付き、江戸期。(『隠し武器総覧』)



(7) 「鉤無し鍔付き十手」 五十四糎、こより巻きの柄、年代不明。(『江戸の十手コレクション』)



(8) 「捕縛の凶」腰に刀を差している。明治期。(『徳川幕府刑事事図譜本編』)



(9) ①「伝長谷川平蔵所用十手」、六〇糎、鉤無し鏢付き、柄は刀剣を模したもの。江戸期。(『江戸の十手コレクション』) ②「走衆装束」①とよく似た形状をしている。江戸期。(『冠帽圖絵 礼服用用圖 装束着用用圖 鎧着用次第 女官装束着用次第 服色圖解』)



①



②

(10) 刃引から十手までの変遷。①「鉄刀」

五十一、五糎、拵え入り、江戸期。(『江戸の十手コレクションⅡ』) ②「兜割」寸法

不明、拵え無し、反りがあり鉤付き、室町期。(『隠し武器総覧』) ③「兜割(鉄刀型

十手)」寸法不明、反りは無く鉤付き、室

町期。(『隠し武器総覧』) ④「江戸の目明し十手」三十七、五糎、形状長さ共に典型的な十手、江戸期。(『十手・捕縄事典』)



①



②



③



④